○通勤手当に関する規則

平成１７年３月３０日

規則第７号

改正　平成18年2月24日　規則第4号

平成19年3月30日　規則第9号

平成20年3月28日　規則第3号

平成22年3月29日　規則第5号

平成31年4月26日　規則第4号

令和2年5月15日　 規則第6号

通勤手当に関する規則（昭和６３年３月１日規則第６号）の全部を改正する。

（総則）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「条例」という。）第１１条（以下「通勤手当の条項」という。）の規定による通勤手当の支給、返納等について、職員の給与の支給に関する規則（昭和５１年規則第１１号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　通勤手当の条項及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

２　通勤手当の条項に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに通勤手当の条項及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

（届出）

第３条　職員が、新たに通勤手当の条項の要件を具備するに至った場合及び通勤手当の条項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合（通勤手当の条項の職員でなくなった場合を含む。）は様式第１号により、組合長に届け出なければならない。

（確認及び決定）

第４条　組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認のうえその者に支給すべき通勤手当の額を様式第２号により決定し、又は改定しなければならない。

（支給範囲の特例）

第５条　通勤手当の条項第１項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等（通勤手当の条項第１項第１号に規定する「交通機関等」をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると組合長が認めるものとする。

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第６条　普通交通機関等（橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）第９条第１項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

３　通勤手当の条項第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間（通勤手当の条項第５項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

（２）　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該回数乗車券等の通勤２１回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均１箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

（３）　組合長の定める普通交通機関等　組合長の定める額

（４）　第２項ただし書に該当する場合は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

（再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）

第６条の２　通勤手当の条項第２項第２号（職員の育児休業等に関する条例（平成５年条例第１号）第１６条又は第１７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、１００分の５０とする。

（併用者の区分及び支給額）

第６条の３　通勤手当の条項第２項第３号に規定する通勤手当の条項第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれに対応する通勤手当の条項第２項第３号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　通勤手当の条項第１項第３号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　運賃等相当額及び通勤手当の条項第２項第２号に定める額（通勤手当の条項第２項第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び通勤手当の条項第２項第２号に定める額の合計額が５万５,０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万５,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　通勤手当の条項第１項第３号に掲げる職員のうち、１箇月当たりの運賃等相当額（２以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「１箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が通勤手当の条項第２項第２号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　通勤手当の条項第２項第１号に定める額

（３）　通勤手当の条項第１項第３号に掲げる職員のうち、１箇月当たりの運賃等相当額等が通勤手当の条項第２項第２号に定める額未満である職員（第１号に掲げる職員を除く。）　通勤手当の条項第２項第２号に定める額

第７条　通勤手当の条項第１項第２号の交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国及び地方公共団体又はこれに準ずるものの所有に属するものを除く。

（支給日等）

第７条の２　通勤手当は、支給単位期間（第４項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第９条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給に関する規則第２条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

３　職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

４　通勤手当の条項第３項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（１）　職員が２以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当の条項第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１箇月当たりの運賃等相当額等が５万５,０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（２）　職員が通勤手当の条項第２項第１号及び第２号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１箇月当たりの運賃等相当額及び通勤手当の条項第２項第２号に定める額の合計額が５万５,０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

第８条　通勤手当の支給は、新たに通勤手当の条項の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実を生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第３条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して、改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第８条の２　通勤手当の条項第４項の規則で定める事由は、通勤手当（１箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

（１）　離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の条項第１項の職員たる要件を欠くに至った場合

（２）　通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

（３）　月の中途において地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項の規定により休職にされ、法第５５条の２第１項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、又は法第２９条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

（４）　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

２　普通交通機関等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第４項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　１箇月当たりの運賃等相当額等（第６条の３第１号に掲げる職員にあっては、１箇月当たりの運賃等相当額及び通勤手当の条項第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が５万５,０００円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの運賃等相当額等が５万５,０００円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合であってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、組合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額。（次号において「払戻金相当額」という。）

（２）　１箇月当たりの運賃等相当額が５万５,０００円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　５万５,０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ　第７条の２第４項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合　５万５,０００円に事由発生月の翌月から当該各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び組合長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

３　通勤手当の条項第４項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第８条の３　通勤手当の条項第５項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（１）　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ６箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

（２）　回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは第６条第３項第３号の組合長の定める普通交通機関等　１箇月

２　前項第１号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間の最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

（１）　法第２８条の２第１項の規定による退職その他の離職をすること。

（２）　長期間の研修等のために旅行すること。

（３）　勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

（４）　勤務形態の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

（５）　その他組合長の定める事由が生ずること。

第８条の４　支給単位期間は、第８条第１項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第２項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

２　月の中途において法第２８条第２項の規定により休職され、法第５５条の２第１項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、又は法第２９条の規定により停職にされた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復帰し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

３　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第９条　通勤手当の条項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第１０条　組合長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当の条項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規則第４号）

この規則は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第３号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９規則第５号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２６規則第４号）

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年５月１５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

通勤届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 香南香美老人ﾎｰﾑ組合長  様 | | | | 勤務先 |  | | | | |
| 所在地 |  | | | | |
| 住　居 | |  | | 氏　名 | ㊞ | | | | |
| 通勤手当に関する規則第３条の規定に基づき通勤の実状を届け出ます。  （ 喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要 ） | | | | | | | | | |
| 届出の理由（ 該当するものの□にㇾ印を付ける。 ）   * １　新規（ □　異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合 ） * ２　住居の変更 * ３　通勤経路又は方法の変更 * ４　運賃等の負担額の変更 * ５　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） * 支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にㇾ印を付ける。） | | | | | 事実発生年月日 | | 年　　 月　　 日 | | |
| 届出年月日 | | 年　　 月　　 日 | | |
| 受理年月日 | | 年　　 月　　 日 | | |
| 通勤経路及び方法等 | | | | | | | | | |
| 順路 | 通勤方法の別 | | 区　　　　　間 | 距　離 | 所要時間 | 乗車券等  の種類 | | 左欄の乗車券等の額 | 備考 |
| １ |  | | 住居から(　　経由)　　　　まで | ・　km | 分 |  | | 円 |  |
| ２ |  | | から(　　経由)　　　　まで | ・　km | 分 |  | | 円 |  |
| ３ |  | | から(　　経由)　　　　まで | ・　km | 分 |  | | 円 |  |
| ４ |  | | から(　　経由)　　　　まで | ・　km | 分 |  | | 円 |  |
| ５ |  | | から(　　経由)　　　　まで | ・　km | 分 |  | | 円 |  |
| 計 | | | | ・　km | 分 |  | |  |  |
| 記入上の注意  １「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、バス、鉄道等の別を記入する。  ２「乗車券等の種類」欄には、定期券(６箇月）、回数券等の別を記入する。  ３「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(６箇月)の価額、回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。  ４往路と帰路が異なる場合は、｢備考｣欄にその旨と理由を記入する。  ５通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。  ６通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。 | | | | | | | | | |
| 通勤経路の略図  （ 朱線で経路を示す。最短経路と通勤経路が異なる場合は、最短経路を朱線で記入後、通勤経路を青線で記入する。 ） | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |

様式第２号（第４条関係）

通勤手当決定（改定）書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属 | | | |  | | | | | | | | 氏　名 | | |  | | | | | | | | | |
| □回数券等を使用して利用する交通機関等がある交代制勤務に従事する職員等 | | | | | | | | | | | | 平均１箇月当たりの通勤所要回数　　　回 | | | | | | | | | | | | |
| 普通交通機関利用者 | | 順　路 | 算出の基礎となる普通交通機関等 | | | 定期券  回数券  その他  の別 | | 運賃等の額の算出式 | | | 運賃相当額 | | | | | 1箇月当たりの運賃等相当額 | 通勤手当の額 | | 普通交通機関等の支給の始期等 | | 支給単位期間 | | 備考 | |
| 回数券その他 | | | 定期券 | |
| 普通交通機関  等の名称 | | 利用区間 |
| １ |  | |  |  | |  | | | 円 | | | 円  （　　　　箇月） | | 円 | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
| ２ |  | |  |  | |  | | | 円 | | | 円  （　　　　箇月） | | 円 | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
| ３ |  | |  |  | |  | | | 円 | | | 円  （　　　　箇月） | | 円 | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
| ４ |  | |  |  | |  | | | 円 | | | 円  （　　　　箇月） | | 円 | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | 計　　　　円 |  | | | | | | | |
| 自動車等の額（通勤手当の条項第2項第2号の額）  （自動車等の使用距離　　　　・　　　km） | | | | | | | | | | | | | | | | 円 | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | １　箇月 | |  | |
| 普通交通機関等と自動車等の併用者  規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号 | | | | | | | | | １箇月当たりの運賃相当額と自動車等の合計額 | | | | | | | 計　　　　円 | ※1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の合計額が5万5,000円以内のときの通勤手当の額は、上記通勤手当の額の合計額 | | | | | | | |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が5万5,000円を超えるとき | | | | | | | | | | 5万5,000円×[　　　　　箇月] | | | | | | | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | 回数券  その他  の別 | 特別運賃等の額の算出式 | | | | 特別運賃相当額 | | | | |  | 通勤手当の額 | | 普通交通機関等の支給の始期等 | | 支給単位期間 | | 備考 | |
| 回数券その他 | | 定期券 | | |
| 通勤手当の条項第５項適用職員の特別運賃等の特別運賃等の額 | | | | | |  |  | | | | 円 | | 円  （　　　　箇月） | | | 円 | | 年　　　月から  年　　　月まで | | 箇月 | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決定事項 | 通勤手当の条項第1項　　　該当　・　非該当   * 該当（□通勤手当に関する規則第5条） * 非該当   理由 | | | | | | 手当額の決定  通勤手当の条項第２項  □第１号　□第２号　□第３号  □再任用短時間勤務職員  （平均1箇月当たりの通勤所要回数　　　回）  □規則第６条の３  　□第１号　　□第２号　　□第３号  通勤手当の条項  □第３項 | | | | | | | | | 取扱者  認　印 | 施設長 | 庶務課長 | | 担当者 | |  | |  |
|  |  | |  | |  | |  |
| 通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。  　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | | | | | |